

令和7年11月1日付け認可・確認申請案件一覧（小規模保育事業所）

これまでに認可している小規模保育事業所のうち、設置主体変更となることから新たに認可が必要となる事業所は以下のとおり。

（令和7年10月31日付けで現運営主体での認可を廃止し、令和7年11月1日から新運営主体で新たに認可するもの）

教育・保育 提供区域	事業所名称	申請者	事業の種類	認可 定員	利用定員（人）			備考	
					3号認定		合計		
					0歳児	1・2歳児			
1	中京1	BABY HOUSE	株式会社Tn 代表取締役 石井 直弥	小規模保育事業 A型	1 2	4	8	1 2 運営主体の変更	
2	上京1	Bambi House	株式会社Tn 代表取締役 石井 直弥	小規模保育事業 A型	1 9	4	8	1 2 運営主体の変更	